



# 隠岐の島駐在からのお知らせ 冬号



厚生労働省 島根労働局

松江労働基準監督署

隠岐の島駐在事務所

## 1 「STOP! 転倒 しまね冬のゼロ災キャンペーン」～展開中～

島根県内では、例年12月から2月にかけて、積雪・凍結等に起因した転倒災害が多く発生しています。島根労働局では冬期における積雪・凍結等に起因した転倒災害の減少を図るため、令和5年12月15日から令和6年2月29日までを取組期間とした、「STOP! 転倒 しまね冬のゼロ災キャンペーン」を実施しております。各事業場においても冬期の転倒災害防止対策の徹底を図ってください。

「STOP! 転倒 しまね冬のゼロ災キャンペーン」を実施しております。各事業場においても冬期の転倒災害防止対策の徹底を図ってください。

▶ [しまね冬のゼロ災キャンペーン](#)

検索



**STOP! 転倒 しまね冬のゼロ災キャンペーン**

冬期は、積雪や路面の凍結等により、転倒災害が多く発生する傾向があります。次のツール等を活用して、転倒災害を防ぎましょう。

◆一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります  
「転びの予防 体力チェック」  
「ロコチェック」  
をご覧ください

◆しまねMAMEインフォ  
健康づくりにプラスワンして  
いただくe-ラーニングサイト  
です

厚生労働省・島根労働局・各労働基準監督署

## 2 建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の時間外労働の上限規制が適用されます。

建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の適用猶予事業・業務については、令和6年3月31日で猶予期限が終了し、**令和6年4月1日**から時間外労働の上限規制が適用されることとなります。

▶ 詳しくはこちらから⇒



## 3 令和6年4月から労働条件明示のルール変更!

労働基準法施行規則等の改正に伴い、労働条件の明示事項等が変更されます。新しく追加される明示事項は、**就業場所・業務の変更範囲、更新上限の有無と内容、無期転換申込機会・無期転換後の労働条件**が追加されます。また明示のタイミングにもご注意ください。

▶ 詳しくはこちらから⇒



## 4 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられています!

令和5年4月1日から、中小企業を含め月60時間超えの時間外労働に対する割増賃金率が、50%に引き上げられています。このため、時間外労働のうち月60時間を超える部分については50%以上の率で計算した割増賃金の支払いが必要です。

割増賃金率の引き上げにあわせて、就業規則の変更が必要となる場合があります。就業規則を変更した際は、就業規則を所轄労働基準監督署へ届出が必要です。

▶ 「モデル就業規則」も参考にチェック! ⇒



	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を 超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

## 労働災害発生状況 (令和5年1月~12月:速報値)

島根労働局全体			松江労働基準監督署					
死亡	死傷	対前年 増減 (死傷)	隠岐郡					
			死亡	死傷	対前年 増減 (死傷)	死亡	死傷	対前年 増減 (死傷)
4	1,220	▲713	3	527	▲147	0	38	11

## 島根県最低賃金

# 904円

詳しくは  
こちらから



過去のお知らせは  
こちらから

